

東京大学大学院新領域創成科学研究科自然環境学専攻 教授 募集要項

1. 職名及び人数：教授 1名
2. 採用予定時期：2023年4月1日
3. 契約期間：期間の定め無し
4. 試用期間：採用された日から6月間
5. 就業場所：大気海洋研究所(千葉県柏市柏の葉 5-1-5)
6. 所属：大学院新領域創成科学研究科 自然環境学専攻 海洋環境学講座
7. 業務内容(公募趣旨)：  
自然環境学専攻は、陸域環境学講座と海洋環境学講座から構成され、全球レベルからローカルレベルに至る様々なスケールにおける自然環境の様態とその変動、自然環境に対する人為の履歴などを、自然と社会の両面から多角的に研究を進めています。  
海洋環境学講座は、基幹分野として地球海洋環境学、海洋資源環境学、海洋生物圏環境学の各分野、協力分野として大気海洋研究所の教員が所属する海洋環境動態学、海洋物質循環学、海洋生命環境学の各分野から構成されており、海洋環境を統合的に理解し、そのシステムを駆動するメカニズムを探索する研究を行っています。  
本公募では、持続的・海域利用の観点から海洋を取り巻く状況が世界的にも近年大きく変化していることを踏まえ、フィールドワークを中心に環境変動に伴う海洋生物の応答メカニズムの解明に貢献し、海洋生態系研究を推進する方を求めます。また、研究教育活動を通じて、地域創生など一般社会と連携した学際的な研究や教育に熱意を持って取り組み、大学院教育だけでなく社会全般における海洋リテラシーのボトムアップにも貢献する方を期待します。本専攻での分野は海洋生物圏環境学になりますが、大気海洋研究所の教授を兼務し、同研究所に所属する教職員とも連携しながら国際的な視野をもって研究教育活動に従事して頂きます。「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。
8. 就業時間：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9. 休日：土・日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
10. 休暇：年次有給休暇、特別休暇等
11. 賃金等：本学の規定に基づき学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。諸手当賞与(年2回)、通勤手当(原則55,000円まで)の他、本学の定めるところによる。
12. 加入保険：文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13. 応募資格：博士の学位を有する者
14. 提出書類：
  - A) 履歴書(東京大学統一様式(<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>)写真貼付)
  - B) 研究業績目録(原著論文、総説、その他に分けて査読の有無を明記すること。わかるものについては被引用回数とWeb of Science, Scopus等使用したデータベース名を付記すること。)
  - C) 主要論文5編のPDF
  - D) これまでに行ってきた研究の概要(A4用紙1枚以内)
  - E) 今後の研究、教育に関する抱負(A4用紙2枚以内)
  - F) これまでに獲得した外部資金の名称と額、所属学会、学会等における活動や海洋科学に関する社会活動・国際的活動の実績、その他参考になる事項
  - G) 応募者について参考意見を述べることのできる人(2名)の氏名および連絡先
15. 提出書類送付先及び提出方法：  
提出書類をPDF形式の添付ファイルとし、件名に「自然環境学専攻教授応募」と記載し、e-mailで下記アドレスに送付してください(郵送不要)。  
soumu-recruit@aori.u-tokyo.ac.jp(◎を@に変えてお送りください。)

添付ファイルは 20 MB 程度以内にまとめて圧縮し、必要に応じてパスワード保護してください。大容量になる場合には、適当なオンラインストレージサービスを用いて構いません。

※受信確認メールを当方から送ります。3 日以内に届かない場合はお問い合わせください。

16. 応募締切：2022 年 8 月 1 日(月)17 時 必着

17. 選考方法：書類選考の後、少数名を対象として面接を行います。採用・不採用に関わらず結果はお知らせします。

18. 問い合わせ先：

〒277-8564 千葉県柏市柏の葉 5-1-5

東京大学大学院新領域創成科学研究科/大気海洋研究所 教授 木村 伸吾

Tel: 04-7136-6277 e-mail: s-kimura@aori.u-tokyo.ac.jp(◎を@に変えて送信して下さい。)

19. 募集者名称：国立大学法人東京大学

20. その他：

取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。

採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外国為替及び外国貿易法（外為法）の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。